

区分	船橋市における公共施設利用の基本的な基準(令和5年3月13日適用)
基本的な事項	定員の範囲で人と人とが触れ合わない程度の距離を確保する
	可能な範囲で「機械換気による常時換気」または「窓開け換気(可能な範囲で2方向)」を行う
	各中央競技団体等のガイドラインを施設管理者等と利用者が共有し、感染対策を行う (参考:業種別ガイドライン(内閣官房ホームページ))
個人の予防策	手洗いまたはアルコール消毒による手指衛生を行う
	マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる
	咳エチケットを行う
	「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を回避する
利用前(自宅等)の確認事項	症状がある場合(以下①～③)は外出を控える
	①原則37.0度以上の発熱がある場合 又は、37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合
	②息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
	③咳・咽頭痛などの症状がある場合
	※上記について、掲示物の確認等による自己点検を行う ※千葉県が特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)に位置付けられた場合等は、団体利用時には市が作成した「施設利用者名簿」を作成し、施設へ提出するか、各団体が1か月間保管する